

【一般事業】 保養等を目的として指定する宿泊施設を利用する場合、利用料金の一部を補助します。

事業名	事業内容	対象者	実施期間	申込方法及び締切日等
指定宿泊施設 利用補助	保養等を目的として指定する施設を利用した場合、利用料金の一部を補助する。 ※公務による出張については、使用できません。	組合員及び家族 (3親等内の親族)	4月～3月	様式第9～10号により、所属所で発行する。
	<組合員が利用する場合>			
	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等
	ホテルアバローム紀の国	宿泊	2,000円	組合員証を施設に提示。
	湯処むろべ	宿泊(素泊まりは除く)	1,500円	
県外公立学校共済組合 宿泊・保養施設	宿泊	2,000円	所属所で利用券発行 年度間2回まで。	
<家族が利用する場合> (3親等内の親族に限る。)				
	施設名	補助内容	補助額(1人1泊につき)	手続等
	ホテルアバローム紀の国	宿泊(人数制限なし)	1,500円	所属所で利用券発行 回数制限なし。
アバローム紀の国 ゆったり宿泊プラン 補助	アバローム紀の国が企画する ゆったり宿泊プランに参加した 場合、1人1回2,000円を補助する。	組合員	4月～3月	直接施設に申し込むこと。
アバローム紀の国 婚礼利用補助	アバローム紀の国で婚礼(婚 礼料理及び衣裳利用)を行った 場合、料金の一部を補助する。1 人100,000円(1組につき、新郎 側10万円、新婦側10万円最高20 万円)	組合員又はその子	4月～3月	様式第8号によりアバローム 紀の国へ提出すること。
アバローム紀の国 食事等利用補助	アバローム紀の国の提供する 食事等を利用参加した場合1人1 回1,000円を補助する。(食事単 価が3,000円(税別)以上の場合 とし、年度間1人3回を限度とす る。)	組合員	4月～3月	直接施設に申し込むこと。
アバローム紀の国 婚礼準備及び法要 補助	アバローム紀の国で婚礼準備 として顔合せ、結納、前写し等 または法要を行った場合に利用 金額の20%(上限2万円)を補助 する。	組合員 (婚礼準備の場合は組合員又はその 子)	4月～3月	直接施設に申し込むこと。
アバローム紀の国 おかげ様で20年記 念補助	アバローム紀の国の20年を記 念して企画する宴会及びレスト ランプランを利用した場合飲食 費の一部(500円)を補助する。	組合員	4月～3月	直接施設に申し込むこと。